

2025年3月28日

大阪市高速電気軌道株式会社
法務部長 様

情報開示審査会議 委員長

意見書

情報開示規則（2018年4月1日規則第28号。以下「規則」という。）第18条に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「会社」という。）から情報開示審査会議（以下「当会議」という。）に照会のあった以下の事項について、以下のとおり意見を述べます。

【照会事項】

規則第5条に基づく法人文書の開示申出（以下「本開示申出」という。）に対する非開示決定（2024年9月19日付 OM-法第5号。以下「当初決定」という。）を不服とする異議申出（以下「本異議申出」という。）を受け、部分開示をすることとした会社の決定（以下「本件決定」という。）の妥当性について

第1 当会議の結論

本件決定は、妥当である。

第2 審査に至る経過

1 本開示申出

異議申出者は、2024年8月29日、会社に対し、以下の法人文書の開示を求める旨の本開示申出を行った。

【異議申出者が開示申出書に記載した法人文書】

以下に関する系統別経営・収支状況（すなわち、1日辺りの乗車人員、キロ当たり乗車人員、年間当たり営業収益・費用・損益、営業係数）が記載された文書（平成30年度から最新年度までの各年度それぞれのもの）

1. 貴社が営業する地下鉄・ニュートラム各路線に関するもの
2. 大阪シティバス株式会社が営業するバス路線に関するもの

（なお、過去に大阪市交通局が公開していたものと同旨のものです。参考として、平成29年度のものリンクを記載します）

https://www.city.osaka.lg.jp/toshikotsu/cmsfiles/contents/0000463/463155/h29_2kessangaiyou.pdf

2 当初決定

会社は、次のとおり本開示申出に係る会社の保有する文書を特定し、開示しない理由を付して、2024年9月19日付で当初決定である非開示決定を行った。

(1) 特定した文書

- ① 会社が営業する地下鉄及びニュートラムの各路線における路線別経営・収支状況のうち、1日当たりの乗車人員、キロ当たりの乗車人員、年間当たりの営業収入が記載された文書（2018年度から2023年度までのもの）
- ② 会社が営業する地下鉄及びニュートラムにおける路線別経営・収支状況のうち、年間当たりの営業利益・費用・損益及び営業係数に関する情報が記載された文書（2018年度から2023年度までのもの）
- ③ 大阪シティバス株式会社（以下「大阪シティバス」という。）が営業する路線バスにおける系統別経営・収支状況が記載された文書（2018年度から2023年度までのもの）

(2) 開示しないこととした理由

申出のありました法人文書は、当社の経営計画や投資判断に影響する重要な情報であり、その法人文書を開示することで、当社の業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 本異議申出

異議申出者は、2024年11月5日、規則第17条第1項に基づき、当初決定に対し、異議申出を行った。

4 当会議への照会

会社は、本異議申出を受け、部分開示することを決め、規則第18条に基づき、本件決定につき、当会議に照会した。

第3 当会議の審議

1 出席委員

大学教授（憲法・行政法専門）、大学教授（会社法専門）及び弁護士 計3名

2 審査会議の開催

(1) 第1回会議

日時：2025年3月3日（月）午前10時20分～午後1時45分

場所：大阪市高速電気軌道株式会社本社1階小会議室

(2) 第2回会議

日時：2025年3月5日（水）午前9時55分～午前11時10分

場所：大阪市高速電気軌道株式会社本社2階第8会議室

(3) 第3回会議

日時：2025年3月19日（水）午後2時～午後3時15分

場所：オンラインにて実施

第4 当会議の判断

1 結論

第1記載のとおり、当会議は、本件決定は妥当であると判断した。

2 判断の理由

会社は、文書①については開示、文書②については部分開示、文書③については、非開示とした。したがって、部分開示とした文書②の非開示部分及び文書③について判断の理由を述べる。

(1) 文書②について

文書②には、会社の事業たる地下鉄の各路線別、地下鉄の合計、中量軌道(ニュートラム)、高速鉄道事業の合計(つまり、地下鉄及びニュートラムの合計)の詳細な収益や費用、業務量、営業係数等が記載されている。

これらのうち、会社が非開示とした部分(以下「会社非開示情報」という。)は、地下鉄の路線別の詳細な数字の記載されている部分である。

会社非開示情報は、会社が鉄道事業を行う上で、運行ダイヤなどの交通計画、投資その他の事業計画を立案する上で判断の基礎となる重要な情報であるとともに、会社が鉄道事業以外にも営む不動産事業、飲食事業その他の事業においても、立地選定その他の事業戦略を検討する上で有益な情報である。同様に、会社と競業関係にある他の鉄道事業者、不動産事業者、飲食事業者等にとっても、それらの者の事業戦略を立案する上で参考となる有益な情報である。したがって、会社非開示情報が公になった場合、会社と競業関係にある他の事業者がこれを自己の事業に利用することが可能となり、会社非開示情報に基づく会社の事業における優位性が失われ、また、他の事業者によって事業機会を奪われる可能性があるなど、会社の営む事業に関して、会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、会社の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、規則第7条第4号オに該当するとして、会社非開示部分につき非開示とした本件決定は妥当であると認められる。

(2) 文書③について

文書③には、大阪シティバスにおけるバスの系統別経営・収支状況に関する情報(以下「シティバス情報」という。)が記載されている。シティバス情報も、会社非開示情報と同様に大阪シティバスがバスの運行ダイヤなどの交通計画や、投資その他の事業計画を立案する上で判断材料となる重要な情報であり、また、大阪シティバスと競業する関係のある他の交通事業者にとっても有用な情報である。したがって、シティバス情報が公になった場合、大阪シティバスと競業関係にある他の事業者がこれを自社の事業に利用することが可能となり、大阪シティバスの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものにあたり、大阪シティバスは、会社とは別の法人であることからすれば、規則第7条第2号に該当するとして、シティバス情報につき非開示とした本件決定は妥当であると認められる。

以上